

公的年金の概要

- I 公的年金の意義・役割と体系
- II 公的年金の給付の種類
- III 保険料徴収方法と年金財政の状況
- IV 公的年金財政の将来見通し
- V 2020年年金改正法

2022年10月

株式会社 久保総合研究所

年金数理人 久保知行

(教科書『身につく役立つ社会保障』第5・6・7章に対応)

I 公的年金の意義・役割と体系

教62

<公的年金制度の特徴>

老後に備えて貯蓄をしても…

人は、何歳まで生きるかは予測できない
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に
配偶者を亡くす(=所得を失う)か、わからない

50年後の物価や賃金の変動は予測できない
(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)

公的年金なら…

終身(亡くなるまで)の支給

障害年金・遺族年金の支給

実質的な価値に配慮した年金の支給



昔と今の物価

品 目		1965年	→	2020年
鶏肉	100g	71.8円		128円(1.8倍)
牛乳	瓶1本	20円		133円(6.7倍)
カレーライス	1皿	105円		714円(6.8倍)
コーヒー(喫茶店)	1杯	71.5円		512円(7.2倍)
ノートブック	1冊	30円		162円(5.4倍)

(出典:小売物価統計調査)

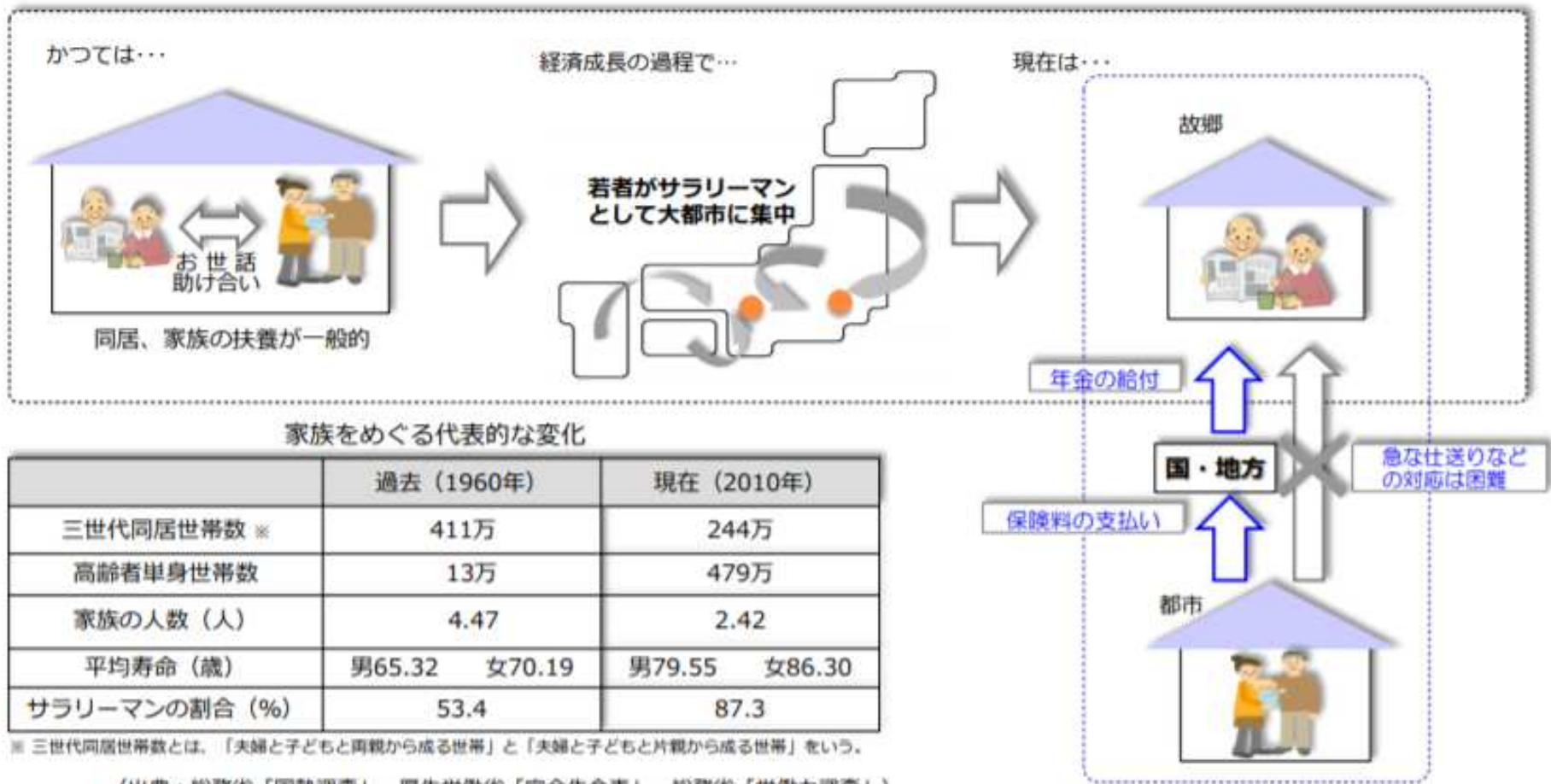
一般に、民間金融機関が販売する個人年金保険(金融商品)は、**将来の物価上昇を考慮しておらず、有期の支給が中心となっています。**(「将来、〇万円を払います」、「10年間払います」など)

<出所:「年金制度の仕組みと考え方」第1 公的年金制度の意義、役割」p3>

<公的年金制度が整備されてきた背景>

かつては、親と同居して農業や自営業をともに営む人が多く、自分で親を養っていた。経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていた。こうした社会変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備された。

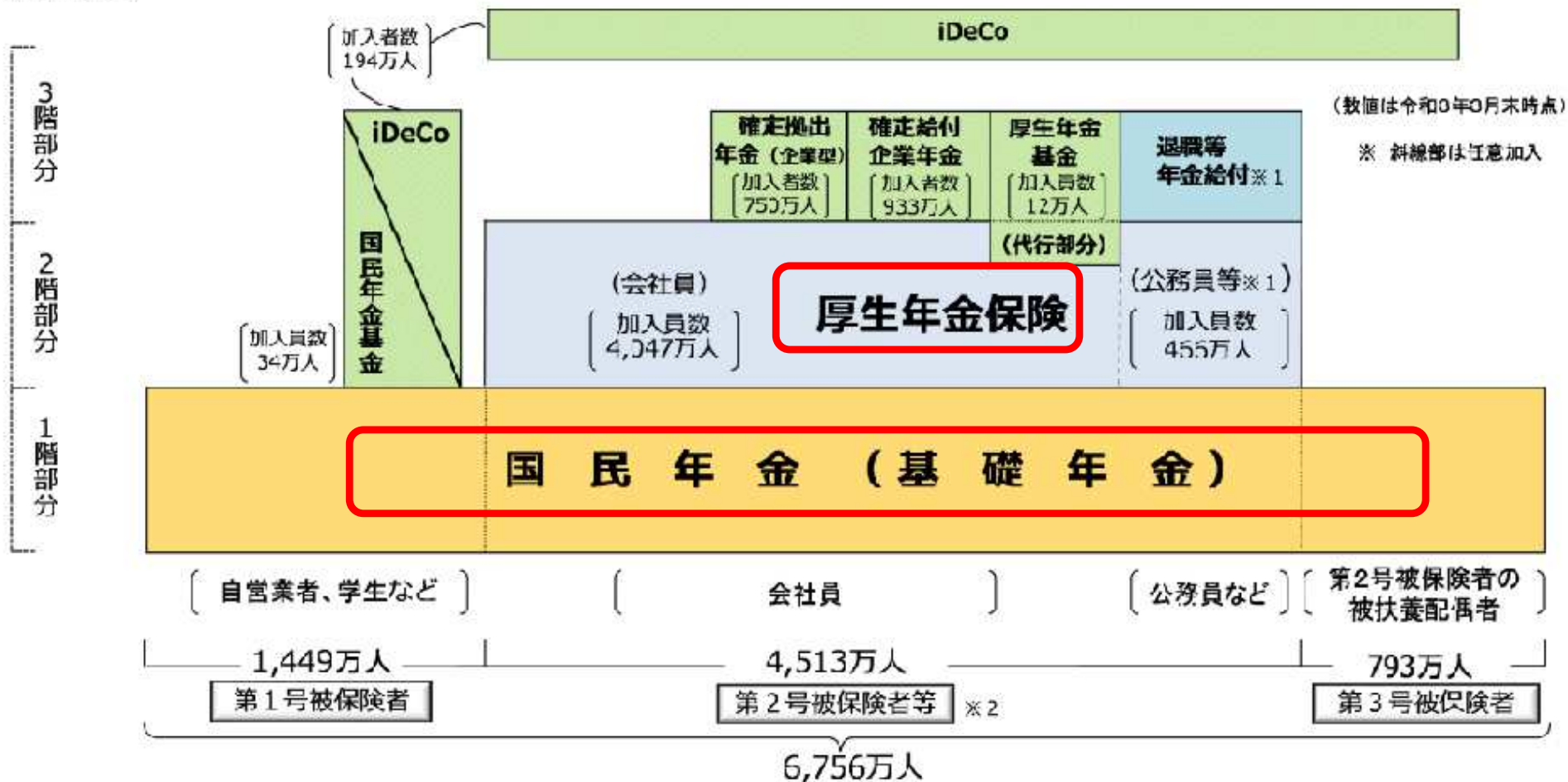
▶公的年金制度によって、親の扶養のための費用負担が軽減されている。



<出所:「公的年金制度の概要」Q1-A1>

<年金制度の体系>

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



<出所:「年金制度の仕組みと考え方」第2 公的年金制度の体系」p2>

<主な年金制度改革(総括)>

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足(昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称)
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成6(1994)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせた改定の徹底)等	

<出所:社会保障審議会年金部会2018年4月4日参考2-1>

Ⅱ 公的年金の給付の種類

教80-84
90-94

老齢厚生年金

障害厚生年金

遺族厚生年金

老齢基礎年金

障害基礎年金

遺族基礎年金

基礎年金：自営業者などだけでなく、勤めている人を対象とする厚生年金（被用者年金）の加入者とその配偶者にも共通の給付として、加入期間に応じた定額年金で支給

厚生年金：適用事業所に勤めている人に対して、加入期間とその間の収入の平均に応じて計算される報酬比例の年金として、基礎年金に上乘せする形で支給

<以下、詳しくは、日本年金機構(<http://www.nenkin.go.jp/>)を参照>

< 老齡基礎年金 >

	国民年金（老齡基礎年金）
支給要件	★保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が 10年(注) 以上であること。
支給開始年齢	★原則として 65歳
年金額 (令和4年度)	$777,800\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数} \times (4/8 \sim 7/8)}{40\text{年(加入可能年数)} \times 12\text{月}}$ <p>(注) 1. 国庫負担が1/2に引き上げられる前の2009年3月以前の保険料免除月数については、$\times (1/3 \sim 5/6)$ で評価 2. 後述の「猶予」の場合には、追納しないと国庫負担分も支給されない。</p>

(注) 平成29年7月31日までは、支給要件の期間が25年以上必要だった。

< 老齡厚生年金 >

	厚生年金保険(老齡厚生年金)
支給要件	★老齡基礎年金の支給要件を満たしていること。 厚生年金保険の被保険者期間が1ヶ月以上。
支給開始年齢	★段階的に65歳に引き上げ中(後述)
年金額	<p>平均標準報酬額(再評価) × 給付係数(5.481/1000) × 被保険者期間月数 × 物価スライド率 + (加給年金額)</p> <p>(注1) 給付係数は生年月日によってかさ上げ (注2) 2003年3月までの期間は平均標準報酬月額・高い給付係数で算定</p>

(補足) 標準報酬額は、給与に上下限を付してランク区分したものと、賞与に上限を付したものの。

< 支給（受給）開始年齢 >

教91-93

生年月日	男 性		女 性	
	定額	報酬比例	定額	報酬比例
S27.4.2～S28.4.1	65歳	60歳	64歳	60歳
S28.4.2～S29.4.1	65歳	61歳	64歳	60歳
S29.4.2～S30.4.1	65歳	61歳	65歳	60歳
S30.4.2～S32.4.1	65歳	62歳	65歳	60歳
S32.4.2～S33.4.1	65歳	63歳	65歳	60歳
S33.4.2～S34.4.1	65歳	63歳	65歳	61歳
S34.4.2～S35.4.1	65歳	64歳	65歳	61歳
S35.4.2～S36.4.1	65歳	64歳	65歳	62歳
S36.4.2～S37.4.1	65歳	65歳	65歳	62歳
S37.4.2～S39.4.1	65歳	65歳	65歳	63歳
S39.4.2～S41.4.1	65歳	65歳	65歳	64歳
S41.4.2以降	65歳	65歳	65歳	65歳

(補足)「定額」が基礎年金に対応するもの、「報酬比例」が上乘せの厚生年金に対応するもの。

< 離婚時の年金分割 >

教96

①合意分割

- ✓ お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。

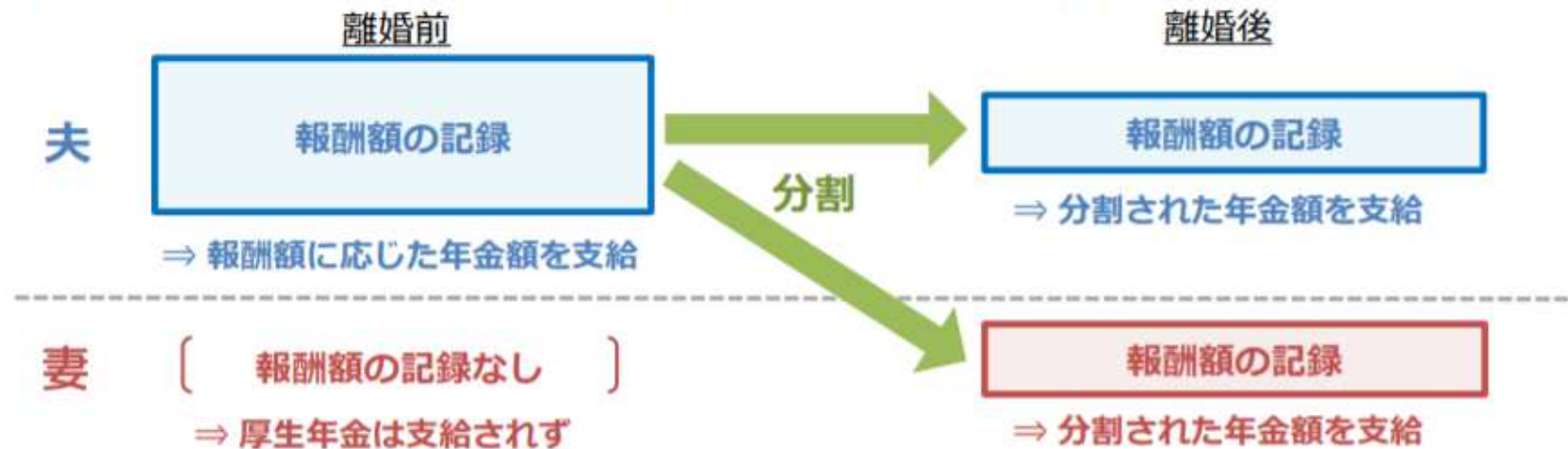
②3号分割

- ✓ サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ✓ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※ 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

- ✓ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【例：サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）】



< 出所：日本年金機構 「離婚時の年金分割について」 >

< 障害基礎年金 >

教81-82

国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間に障害基礎年金を支給

令和4年度年金額 1級 = 2級 × 1.25、2級 = **777,800**円(老齢基礎年金満額)

子の加算 第1子・第2子 各 **223,800**円、第3子以降 各 **74,600**円

障害基礎年金を受けるための保険料納付要件

- ①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること
- ②または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(特例)

「**学生納付特例制度**」: 本人の所得が一定以下の学生については、申請により在学中の保険料の納付を猶予

「**納付猶予制度**」: 20歳から50歳未満で、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合に、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度(10年間の特例を延長中、平成28年7月に、従来の30歳未満を50歳未満に拡張)

(補足) 保険料免除制度は、本人・配偶者・世帯主の所得で判定。国庫負担分の年金は給付。

< 障害厚生年金 >

厚生年金保険(障害厚生年金)	
支給要件	<p>★ 加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。</p>
年金額	<p>【1級】 (報酬比例の年金額) × 1.25 + [配偶者加給年金額] 【2級】 (報酬比例の年金額) + [配偶者の加給年金額] 【3級】 (報酬比例の年金額) <最低保障額 585,700円></p> <p>(注1) [配偶者の加給年金額] は、224,700円 (注2) 被保険者期間が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算</p>

< 遺族基礎年金 >

国民年金に加入中の方が死亡した時、その方によって生計を維持されていた「18歳到達年度の末日まで(障害者は20歳未満)の子のいる配偶者」又は「子」に遺族基礎年金を支給。

令和4年度年金額 **777,800円** + 子の加算

子の加算 第1子・第2子 各 **223,800円**、第3子以降 各 **74,600円**

遺族基礎年金を受けるための保険料納付要件

- ①死亡日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること
- ②または死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(特例)

加入者であった方が死亡した場合でも、死亡者が上記の保険料納付要件を満たしている場合には、支給

< 遺族厚生年金 >

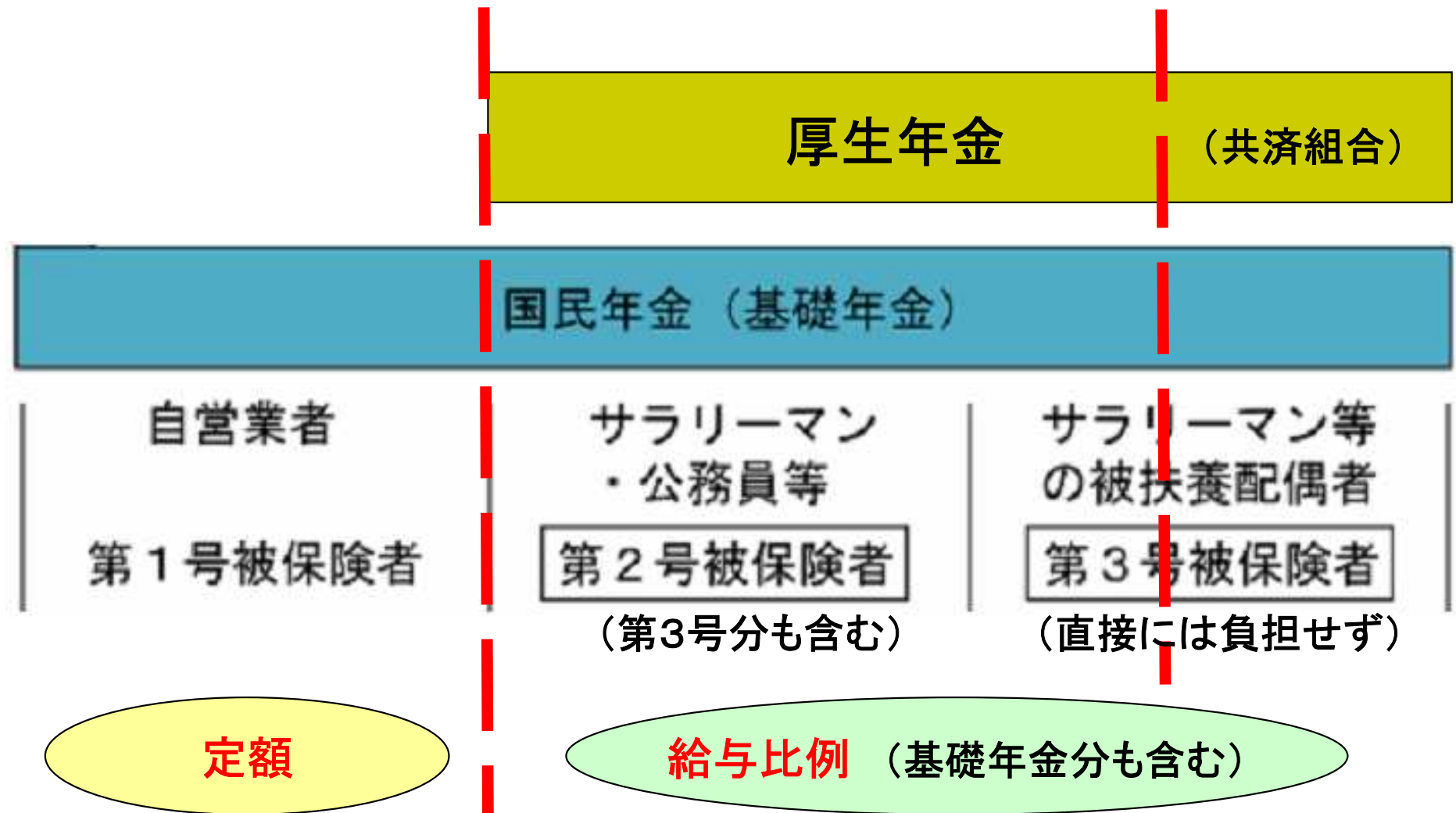
教93-94

	厚生年金保険(遺族厚生年金)
支給要件	<p>① 被保険者の死亡時・被保険者期間中の傷病がもとでの初診日から5年以内の死亡時 (ただし、遺族基礎年金の保険料納付要件が必要)</p> <p>② 老齢厚生年金の資格期間充足者の死亡時</p> <p>③ 1級・2級の障害厚生年金の受給資格者の死亡時</p>
対象者	<p>★妻 ★子、孫(18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害等級1・2級の者)</p> <p>★55歳以上の夫、父母、祖父母 (60歳から支給)</p>
年金額	<p>報酬比例の年金額</p> <p>(注1)被保険者期間が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算 (注2)中高齢加算あり (注3)30歳未満の子のない妻は5年間の有期給付</p>

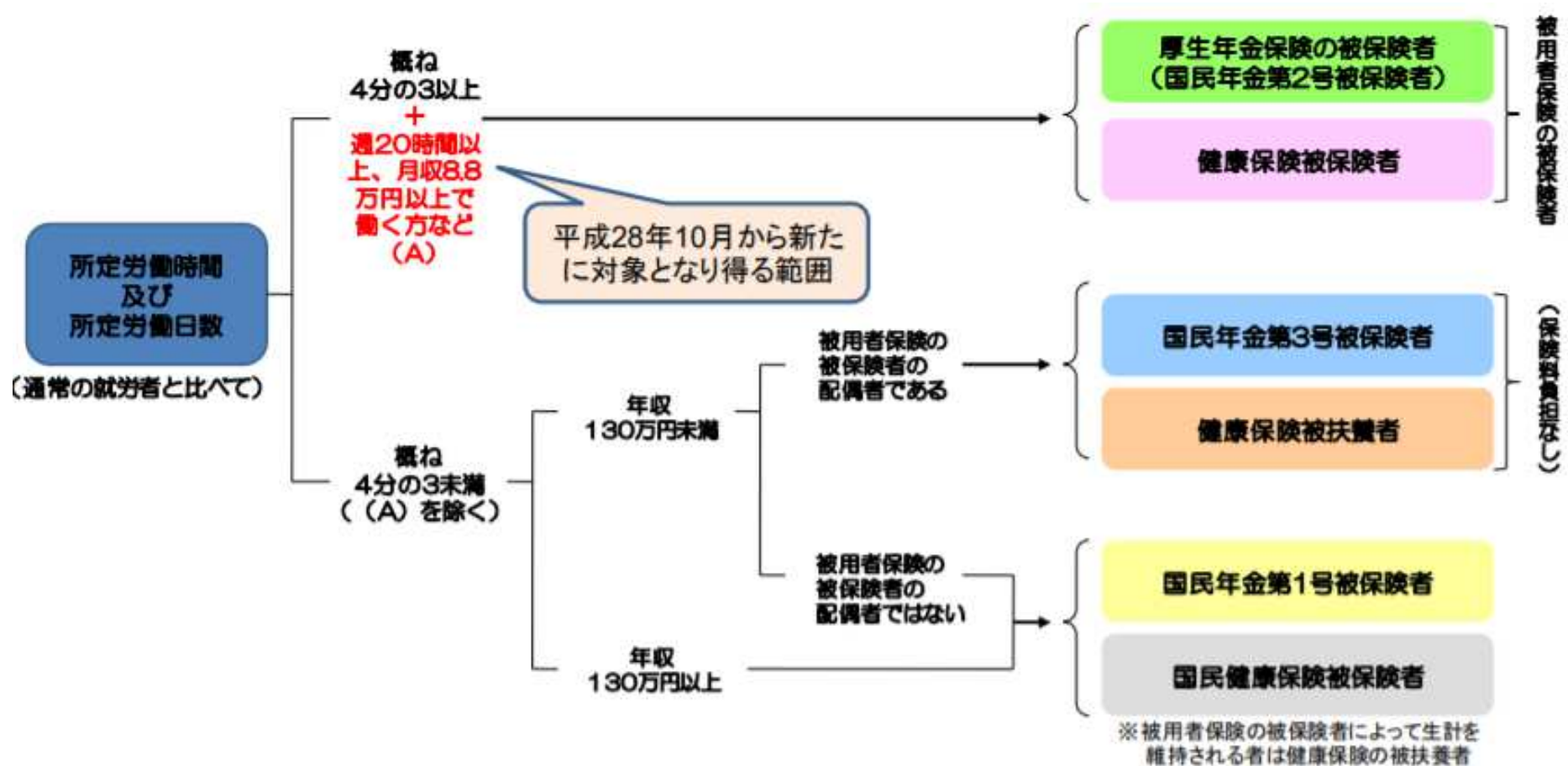
Ⅲ 保険料徴収方法と年金財政の状況

教74-75
77-78

< 被保険者の区分と保険料 >



<年金・健康保険の被保険者区分について>



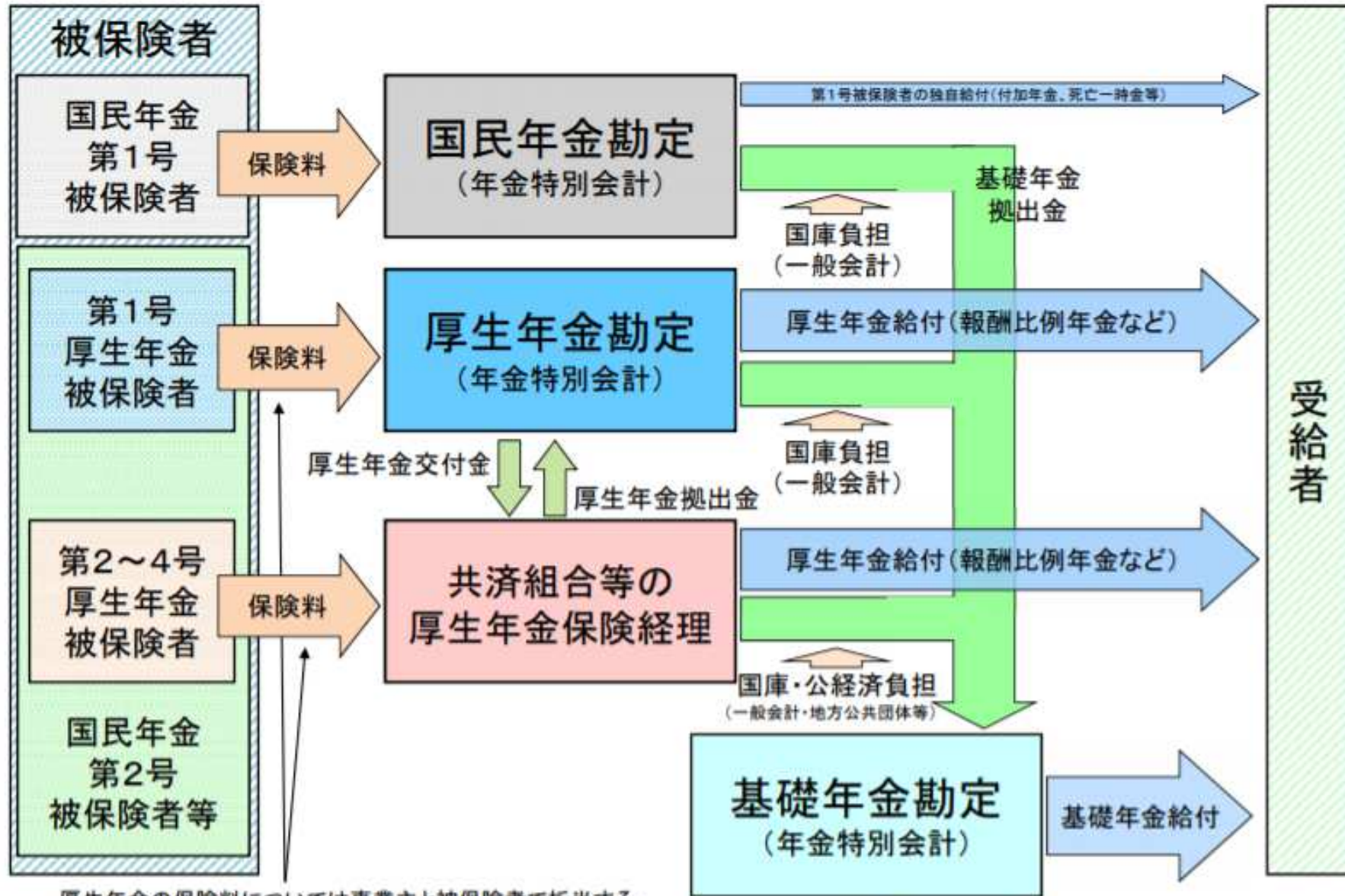
※ 留意事項

- ・ 適用事業所（法人事業所又は法定の16業種を営む5人以上の個人事業所）以外の事業所で働く場合には、労働時間等にかかわらず、被用者保険適用の対象外です。
- ・ 臨時に日々雇い入れられる者や季節的業務に従事する者等を除きます。
- ・ 国民年金の被保険者は、原則、20歳以上60歳未満の方が対象です。医療保険の場合は、原則、75歳未満の方が対象です。
- ・ 健康保険の扶養は配偶者に限られません。親の健康保険の扶養に入り（健康保険被扶養者）、自身は国民年金第1号被保険者というケースもあります。

<出所：厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/hishokenshakubun.pdf>>

< 公的年金の財政の仕組み >

教76



厚生年金の保険料については事業主と被保険者で折半する。

※ 経過的措置等の終了した後の姿である。

< 出所: 社会保障審議会年金数理部会2018年11月30日資料2 >

＜直近の年金財政状況＞

(2021年3月末時点)

(国民年金)

区分	被保険者数 -1	老齢年金 受給権者数 -2	年金扶養比率 (1) / (2)	実質的 支出額	積立金 [時価ベース]	積立比率
第1号被保険者	万人 1,449	万人 3,457	1.87	兆円 3.4	兆円 10.3	7.1
第2号被保険者	4,236			-	-	
第3号被保険者	793			-	-	
合計	6,478			-	-	

(被用者年金)

区分	適用者数 -1	老齢年金 受給権者数 -2	年金扶養比率 (1) / (2)	実質的 支出額	積立金 [時価ベース]	積立比率
旧厚生年金保険	万人 4,047	万人 1,894	2.38	兆円	兆円	4.9
国家公務員 共済組合	108			49.7	219.3	
地方公務員 共済組合	300					
私立学校 教職員共済	58					
合計	4,513					

＜出所:「公的年金制度一覽」(2020(令和2)年度)＞

<参考(前年度末)>

(2020年3月末時点)

(国民年金)

区分	被保険者数 -1	老齢年金 受給権者数 -2	年金扶養比率 (1) / (2)	実質的 支出額	積立金 [時価ベース]	積立比率
第1号被保険者	万人 1,453	万人 3,435	1.89	兆円 3.2	兆円 8.5	8.1
第2号被保険者	4,223			-	-	
第3号被保険者	820			-	-	
合計	6,496			-	-	

(被用者年金)

区分	適用者数 -1	老齢年金 受給権者数 -2	年金扶養比率 (1) / (2)	実質的 支出額	積立金 [時価ベース]	積立比率
旧厚生年金保険	万人 4,037	万人 1,883	2.38	兆円	兆円	5.1
国家公務員 共済組合	108			50.1	178.3	
地方公務員 共済組合	286					
私立学校 教職員共済	57					
合計	4,488					

<出所:「公的年金制度一覽」(2019(令和元)年度)>

< 少子高齢化の急速な進展 >

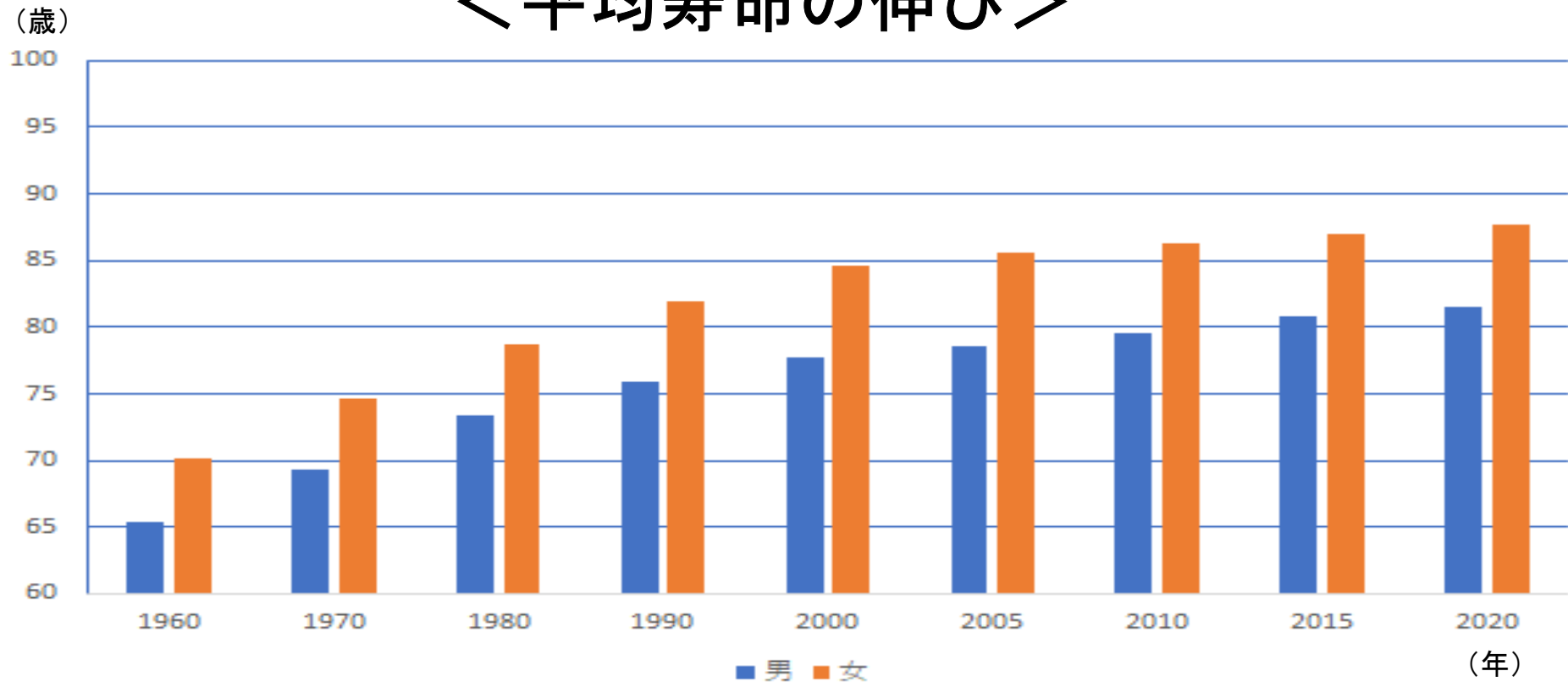
2017年4月将来推計人口の中位推計

区分	2015年	2035年	2053年	2065年
総人口	1億2709万人	1億1522万人	9924万人	8808万人
65歳以上人口	3387万人 (26.6%)	3782万人 (32.8%)	3767万人 (38.0%)	3381万人 (38.4%)
扶養倍率	2.1	1.6	1.3	1.2

(注) 扶養倍率は、65歳以上人口に対する20～64歳人口の割合

< 出所: 「日本の将来推計人口」(2017(平成29)年推計) >

<平均寿命の伸び>



基準年	1960	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2015	2020
男	65.32	69.31	73.35	75.92	77.72	78.56	79.55	80.75	81.56
	-	3.99	8.03	10.6	12.4	13.24	14.23	15.43	16.24
女	70.19	74.66	78.76	81.9	84.6	85.52	86.3	86.99	87.71
	-	4.47	8.57	11.71	14.41	15.33	16.11	16.80	17.52

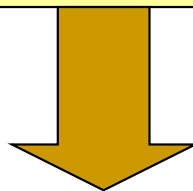
<出所:「第23回生命表(完全生命表)の概況」>

IV 公的年金財政の将来見通し

教64-66

< 2004年法改定の要点 >

1. マクロ経済スライドによる給付額調整
年金給付を人口減少・平均余命の延びで調整
2. 保険料率を段階的に引き上げて固定
3. 国庫負担の引き上げ
基礎年金への国庫負担を1/3から1/2に



百年安心？

<マクロ経済(人口)スライドによる給付調整>

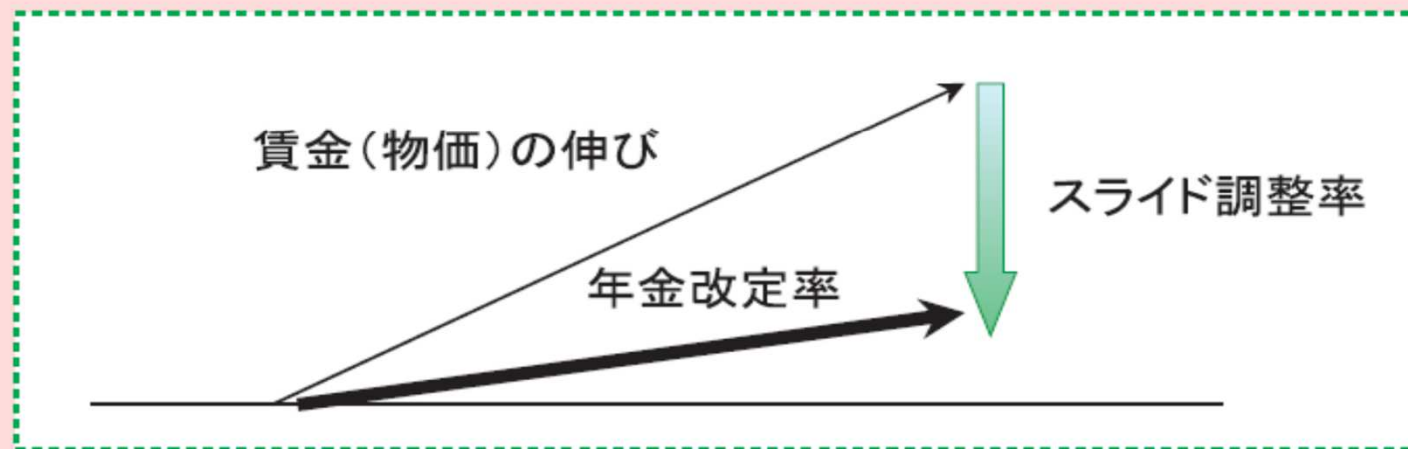
新しい年金額の調整の仕組み

年金を初めてもらうとき : 賃金の伸び率 - スライド調整率※

年金をもらっている人 : 物価の伸び率 - スライド調整率※

※ スライド調整率:

公的年金全体の被保険者数の減少率 + 平均余命の延びを勘案した一定率(0.3%)
→ 2025年度までは平均年0.9%程度となる見込み



(名目額は基本的に下げない(一部修正)。現役可処分所得比50%を確保)

「マクロ経済スライド」の考え方

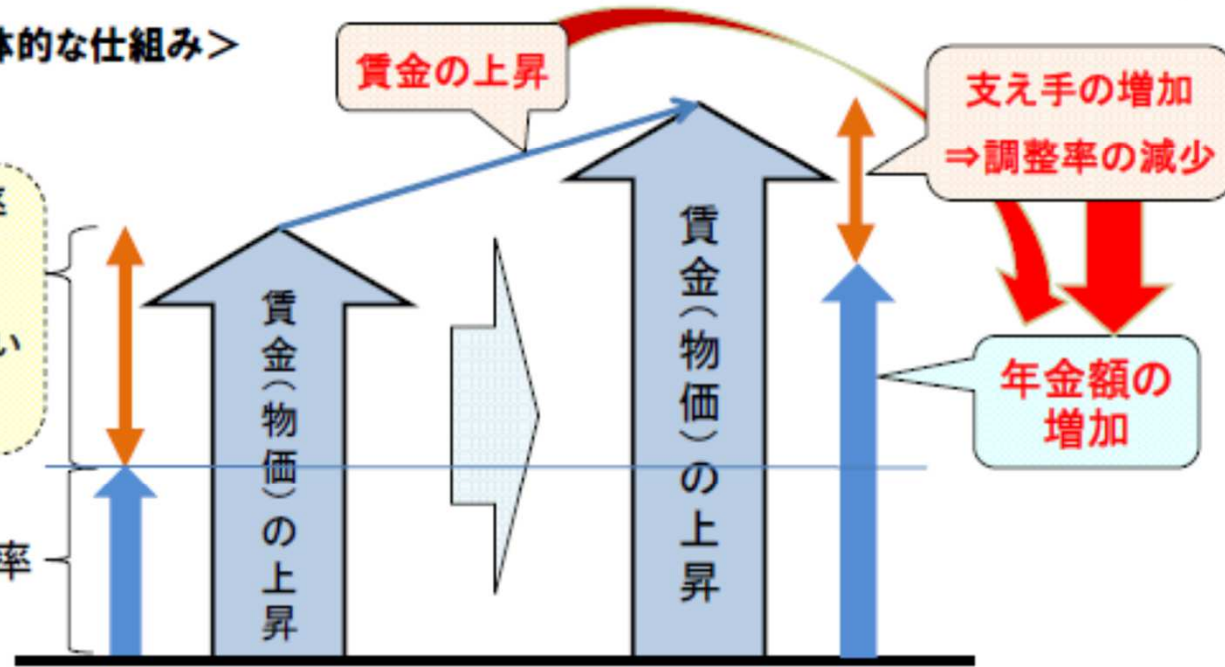
- 「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方
 - ※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%(~2004.9)から上限の18.3%(2017.9~)に引上げ完了
- 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手(被保険者)が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

＜マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み＞

マクロ経済スライドによる調整率
(被保険者の減少分、平均余命の伸び分)

⇒ この調整分は、

- ・ 現役世代の保険料負担が過重にならない
- ・ 将来の高齢世代の給付水準を確保するために充てられる



＜調整率の算定＞

調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

$$\text{『公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』}$$

＜出所：社会制度審議会年金部会2019年8月27日資料1p13＞

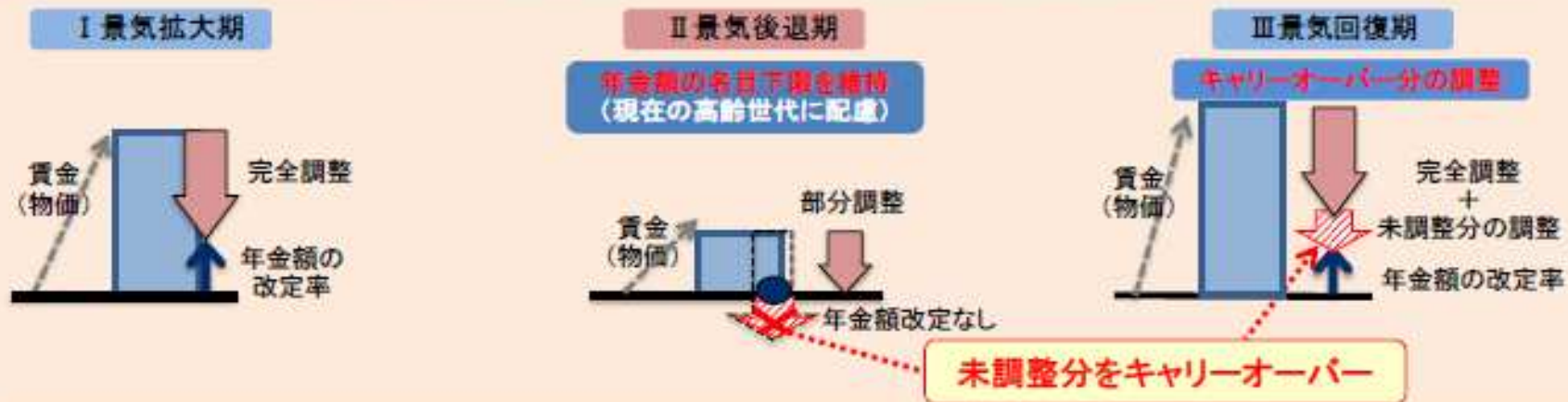
年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【平成33年4月施行】

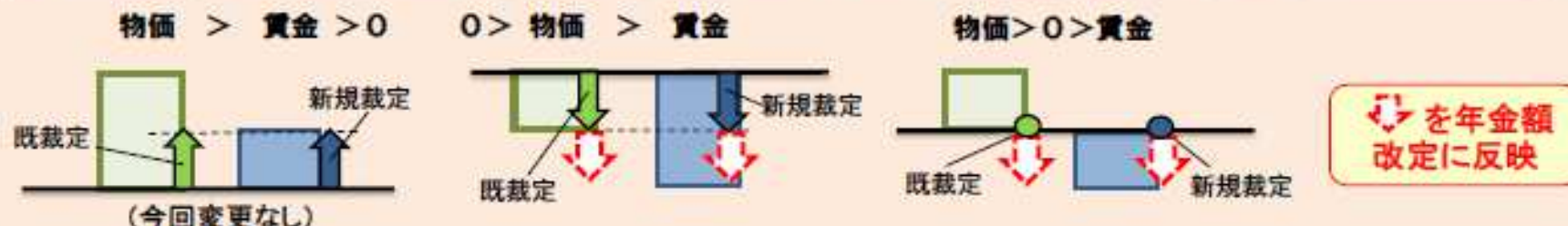
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



< 保険料率：段階的に引き上げて固定した >

2004年法改定前

- ・厚生年金 13.58%
- ・国民年金 13,300円

(国庫負担3分の1)

2017(平成29)年以降の保険料水準を固定

- ・厚生年金 18.3%(毎年0.354%引上げ)
2017年9月より18.3%(労使折半)

- ・国民年金 16,900円(毎年280円引上げ)
<平成16年度価格>

2022年4月より16,590円

(上限到達だが、金額は賃金・物価変動で変化)
(産前産後保険料の免除のため100円引き上げ)

(国庫負担2分の1)

<2004年法改定での国庫負担の引き上げ>

[改正前]
基礎年金の国庫負担
割合は1/3

平成16年度から1/2への引き上げに着手
平成21年度までに完全に引き上げ
<それまでの道筋を法律上明記>

消費税率の引き上げ

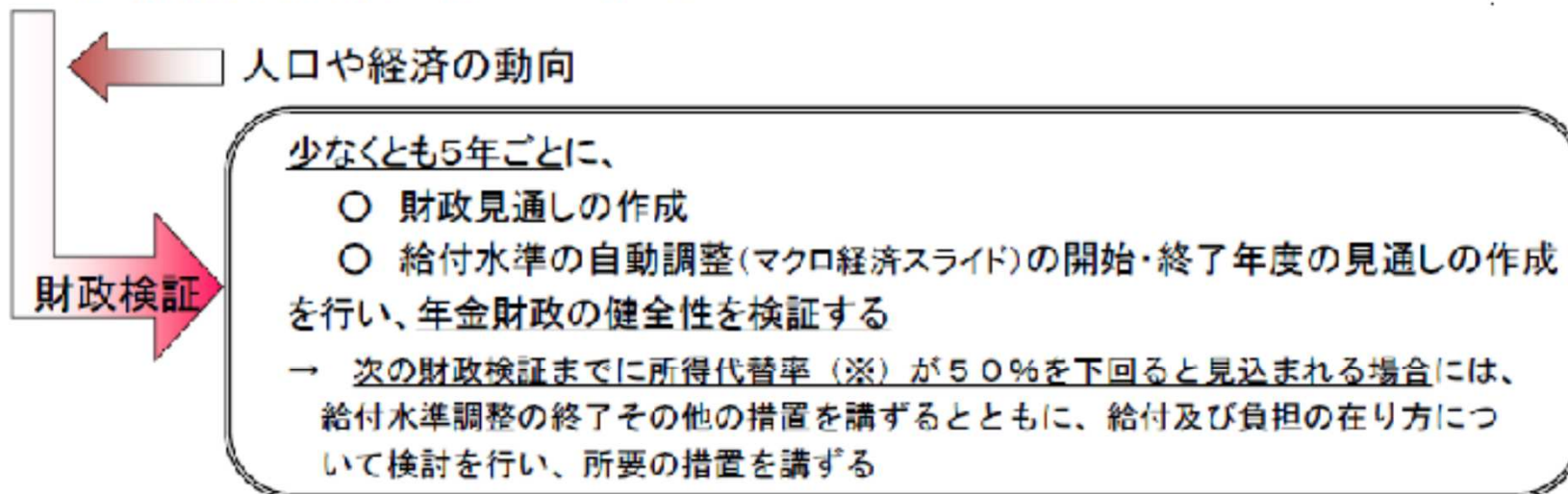
5% → 8% 2014年4月実施

8% → 10% 2015年10月を2017年4月に延期し、
再び延期して、2019年10月実施

< 財政検証の仕組み >

2004(平成16)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ



※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

< 出所: 社会制度審議会年金部会2019年8月27日資料2p2 >

<2019 (令和元) 年財政検証結果のポイント>

(新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算を実施)

①経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、

- ・マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は50%以上を維持**
- ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

②経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・Ⅴ）では、

- ・2040年代半ばに所得代替率50%に到達する。
(その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は40%台半ば)
- ・マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

※ 経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金が無くなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースⅦは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒ **経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要**

<出所：社会制度審議会年金部会2019年8月27日資料1p1>

(オプション試算)

オプション試算A (被用者保険の更なる適用拡大)

- ・適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ **適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい。**

オプション試算B (保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択)

- ・基礎年金の加入期間の延長
- ・在職老齢年金の見直し
- ・厚生年金の加入年齢の上限の引上げ
- ・就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ **就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大きい。**

<出所:社会制度審議会年金部会2019年8月27日資料1p1>

V 2020年年金改正法

<改正法（令和2年法律第40号）の概要（公的年金部分）>

1 被用者保険の適用拡大

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（現行500人超→100人超→50人超）。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2 在職中の年金受給の見直し

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げる。）。

3 年金受給時期の選択肢の拡大

年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

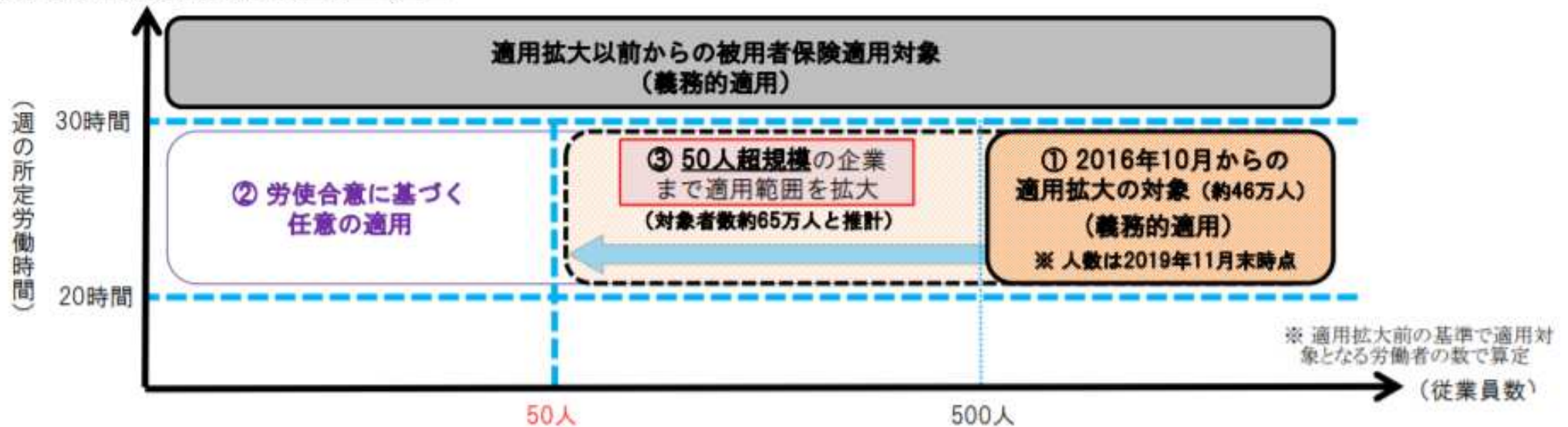
<出所：「年金制度改正法（2020年法律第40号）の概要」>

<被用者保険の適用拡大>

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険(年金・医療)の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (2016年10月～)500人超の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ② (2017年4月～)500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)
- ③ 今回の改正では、50人超規模の企業まで適用範囲を拡大。(500人超(現行)→100人超(2022年10月)→50人超(2024年10月))

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



<出所:「年金制度改正法(2020年法律第40号)の概要」>

＜在職老齢年金制度の概要＞

- 就労し、一定以上の賞金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。(保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される)
- 60歳台前半については、基本的には就労期間であるところ、**低賞金の在職者の生活を保障するために年金を支給**する仕組み。
- 65歳以降については、下記の2つの要請のバランスの中で、**高賞金の在職者の年金を支給停止**する仕組み。
 - ①働いても不利にならないようにすべき
 - ②現役世代とのバランスから、一定以上の賞金を得ている者は、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべき

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図 (※)年金額は10万円と仮定
60～64歳	<ul style="list-style-type: none"> 賞金十年金(厚生年金の定額部分も含む)の合計額が28万円を上回る場合は、賞金2に対し、年金を1停止。 賞金が47万円を上回る場合は、賞金1に対し、年金を1停止。 厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年(女性は2030年)以降、対象はいなくなる。 	約67万人(※) 約4,800億円 (注)2019年度末の推計値 (※)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。	
65歳以上	<p>＜65～70歳＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 賞金十年金(基礎年金は対象外)の合計額が現役世代の平均月収相当(47万円)を上回る場合は、賞金2に対し、年金を1停止。 <p>＜70歳以上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。 	約41万人(※) 約4,100億円 (注)2018年度末 (※)対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。	

* 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。
 * 「47万円」は、現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。なお、対象者数の時点である2018年度の基準額は「46万円」。

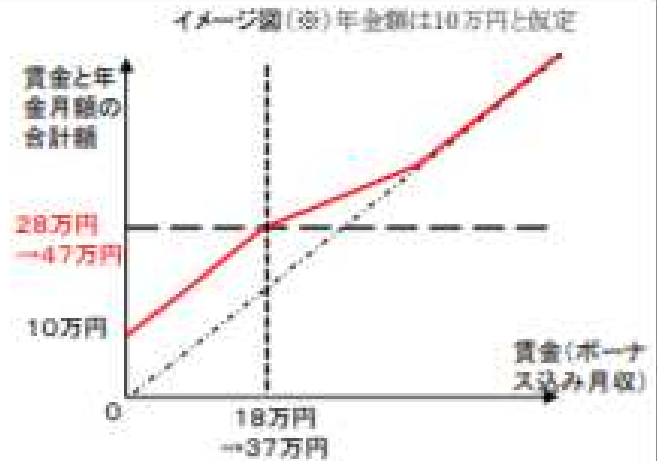
＜出所：社会制度審議会年金部会2019年12月25日資料1p40＞

<在職老齢年金制度の見直し>

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

- **60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)**について、
 - ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
 - ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
 - ・ 制度を分かりやすくする
 といった観点から、支給停止の基準額を**28万円**から、**現行の65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ「47万円」に引き上げる。**

※ 男性は2025年度まで、女性は2030年度までの経過的な制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。



【60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(2022年度末推計)

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数(※1)	うち全額支給停止の 対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	基準額は28万円 ・ 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2020年度末当時のモデル年金額に、2020年度からの前期給料の施行を踏まえて2024年度に設定。	(2022年度末推計) 約37万人 (在職受給者の51%)	(2022年度末推計) 約16万人 (約22%)	(2022年度末推計) 約2,800億円
見直し	基準額を47万円に引き上げ ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	(2022年度末推計) 約11万人 (在職受給者の15%)	(2022年度末推計) 約5万人 (約7%)	(2022年度末推計) 約1,000億円

【65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)】(2018年度末)

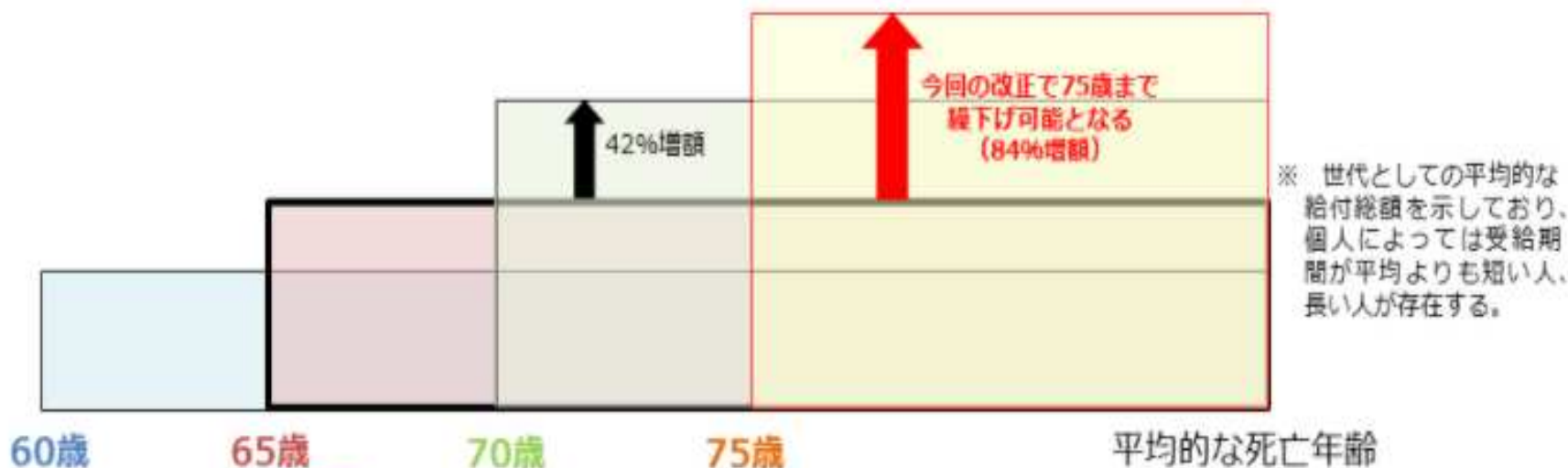
	考え方	支給停止対象者数(※1)	うち全額支給停止の 対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	基準額は47万円 ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1996年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)に、2020年度からの前期給料の施行を踏まえて2024年度に設定。 (基準額は2024年度推定で46万円。)	約41万人 (在職受給者の17%)	約20万人 (約8%)	約4,100億円

※ 高齢期の就労と年金の調整については、年金制度だけでなく、**税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、引き続き検討していく。**

<出所:「年金制度改正法(2020年法律第40号)の概要」>

< 年金受給時期の選択肢の拡大 >

(従来の繰り下げ支給の選択70歳までを2022年4月1日より**75歳まで**に延長)



65歳からとなっている年金支給開始年齢の引き上げは行わない

繰上げ受給: 1月当たり0.4%減額
繰下げ受給: 1月当たり0.7%増額

(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

・繰上げ減額率 = 0.5% × 繰り上げた月数 (60歳~64歳)

※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。

・繰下げ増額率 = 0.7% × 繰り下げた月数 (66歳~75歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正後)	70% (76%)	76% (80.9%)	82% (85.6%)	88% (90.4%)	94% (95.2%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

< 出所: 「年金制度改正法(2020年法律第40号)の概要」 >

< 参照資料 >

厚生労働省

「年金制度の仕組みと考え方」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi.html)

「年金財政ホームページ(公的年金制度の概要)」

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/>)

「公的年金制度一覧」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128073.html>)

「第23回生命表(完全生命表)の概況」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/23th/index.html>)

「年金制度改正法(2020(令和2)年法律第40号)の概要」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf>)

社会保障審議会年金部会

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126721.html)

「2019(令和元)年財政検証の結果について(報告)」2019年8月27日

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00011.html)

国立社会保障・人口問題研究所

「日本の将来推計人口」(2017(平成29)年推計)

(http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp)

<参考資料(理解補助用)>

厚生労働省

「年金ポータル」(<https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/index.html>)

「国民年金ってホントに必要なの！講座」

(<https://www.youtube.com/watch?v=Wq6LNSVpL44>)

「いっしょに検証！公的年金」

(<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/>)

「公的年金シミュレーター使い方ホームページ(試験運用中)」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html)

年金総合研究所「年金ペディア」(<http://www.nenkinpedia.jp/>)

年金シニアプラン総合研究機構「年金FAQs」

(<http://www.nensoken.or.jp/faqs/>)

社会保障審議会年金部会

「年金制度の意義・役割とこれまでの経緯等について」2022年10月25日資料2

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001004579.pdf>)

<学習の補助教材>

日本年金機構のパンフレット各種

(<http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/index.html>)

「老齢年金ガイド」(令和4年度版)

(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03.pdf>)

「障害年金ガイド」(令和4年度版)

(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03-2.pdf>)

「遺族年金ガイド」(令和4年度版)

(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03-3.pdf>)

「離婚時の年金分割について」

(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/001.pdf>)

「知っていますか？国民年金保険料の免除制度」

(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/seido-shikumi.files/LN04.pdf>)

「学生納付特例リーフレット」(令和4年度版)

(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/seido-shikumi.files/LN15.pdf>)

動画「知っておきたい年金のはなし」

(<https://www.youtube.com/watch?v=ZxBrrUVIIGE>)